

職員の募集について（障害者選考採用試験（係員級））

1 職務内容

高松法務局本局、丸亀支局、観音寺支局及び寒川出張所のいずれか（勤務先の所在は、以下のとおり）における、法務局が所管する業務である不動産登記、商業・法人登記、戸籍・国籍、供託、人権擁護、訟務事務及びその他の行政事務に従事する行政職俸給表（一）1級職員として採用することとなります。

- (1) 高松法務局本局（勤務先：高松市丸の内1番1号（高松法務合同庁舎））
- (2) 高松法務局丸亀支局（勤務先：丸亀市大手町3丁目1番1号）
- (3) 高松法務局観音寺支局（勤務先：観音寺市坂本町5丁目19番11号）
- (4) 高松法務局寒川出張所（勤務先：さぬき市寒川町神前1641番地1）

2 応募資格等

次の(1)から(3)の要件を満たす者

- (1) 次に掲げる手帳等の交付を受けている者

ア 身体障害者手帳

イ 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書

ウ 産業医又は人事院規則10-4第9条等に規定する健康管理医によるイに準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）

エ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

オ 精神障害者保健福祉手帳

- (2) 1964（昭和39年）年4月2日から2006（平成18年）年4月1日までに生まれた者

- (3) 次のいずれかに該当しない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 国家公務員法第38条の規定により公務員となることができない者

(イ) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまでの者又はその刑の執

- 行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- (イ) 一般職の国家公務員として懲戒免職を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - (ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 選考に当たっての考慮事項
- パソコンによる書類作成ができること

3 勤務条件等

(1) 給与

給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。

（参考例）30代 行政職（一）1級40号俸（住居手当あり）

月合計支給額 25万円程度

※別途、通勤手当の支給あり。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（ボーナス）等があります。

(3) 勤務時間

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等は休日です。

(4) 休暇

年次休暇（例：2月1日採用の場合、採用の年は18日。残日数は翌年に繰越し。2年目以降の残日数は20日を限度として、当該年の翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）、介護休暇等があります。

また、障害者である職員については、障害の特性に応じて、柔軟な基準で勤務時間（フレックスタイム制）を選択することができます。

加えて、ワーク・ライフバランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休暇制度等も利用できます。

(5) 服務

国家公務員法に基づく服務規定等によることとなり、守秘義務や兼業制限などが適用されます。

4 採用予定数

1名

5 採用予定時期

令和7年2月1日（土）

※実際の勤務は、令和7年2月3日（月）からとなります。

6 選考日程

(1) 受付期間

令和6年9月24日（火）から11月8日（金）まで

(2) 第1次選考合格発表

令和6年11月11日（月）から同月22日（金）まで

※合格者のみに個別に電話連絡の上、後記(3)の第2次選考試験日の日程調整を行います。

(3) 第2次選考試験日及び試験会場

ア 試験日

令和6年11月25日（月）から同月29日（金）まで

イ 試験会場

高松法務局本局（高松市丸の内1番1号（高松法務合同庁舎））

(4) 最終合格発表

令和6年12月6日（金）

※合格者のみに個別に電話で通知します。

7 選考方法

(1) 第1次選考

ア 書類選考（経歴評定）

イ 論文試験（課題に対する論文により、職務遂行に必要な能力を有しているかどうかを判断する試験）

(2) 第2次選考

面接試験（人柄・対人能力等についての試験）

8 応募方法

(1) 応募者は、受付期間内に以下の書類を郵送又は電子メールで提出してください。

ア 履歴書（別紙様式1）※電子データで作成してください。

イ 職務経歴書（別紙様式2）※電子データで作成してください。

ウ 論文（別紙様式3）※電子データで作成してください。

(2) 受付期間

令和6年9月24日（火）から11月8日（金）まで

(3) 提出先

〒760-8508

香川県高松市丸の内1番1号（高松法務合同庁舎）

高松法務局職員課人事係

メール：takamatsu-koyou@i.moj.go.jp

9 個人情報の取扱い

採用に関する個人情報については、採用活動を目的に利用するものとし、その管理は「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に行います。

10 問い合わせ先

高松法務局職員課（担当：田邊、吉田）

住所：高松市丸の内1番1号（高松法務合同庁舎）

電話：087-821-6191

メール：takamatsu-koyou@i.moj.go.jp